

郡山市建築物等維持管理業務委託電子入札参加者心得

(令和2年3月24日適用)

(目的)

第1条 郡山市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う建築物等維持管理業務委託契約に係る競争による入札及び随意契約（以下「電子入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めによるものとする。

（電子入札システムへの利用者登録）

第2条 入札参加者は、郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成8年3月18制定）第4条に定める有資格者名簿に登録された者でなければならない。

2 入札参加者は、電子入札に使用できるICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ICカードの更新、追加等を行った場合も同様とする。

3 入札参加者が電子入札において使用することができるICカードは、入札参加者の代表者のICカードでなければならない。

（電子入札システム利用の原則）

第3条 電子入札においては、郡山市建築物等維持管理業務委託電子入札実施要領（令和2年3月24日制定。以下「実施要領」という。）第7条第1項各号に該当する場合を除き、電子入札システムを使用して入札手続を行うものとする。

2 電子入札においては、入札参加者に対する入札手続に関連する入札参加資格確認通知等の各種通知は、原則として電子入札システムを利用して行うものとする。

（入札保証金）

第4条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

2 落札者が契約を締結しない場合において、入札保証金の納付のあった場合には、その入札保証金は郡山市に帰属し、入札保証金の納付が免除されていた場合には、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を郡山市に納めなければならない。

（入札等）

第5条 入札参加者は、公告、指名通知書、仕様書並びに契約の方法、入札の条件を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、電子入札システムにより、公告又は指名通知書で示す入札期間において入札書又は辞退届を提出しなければならない。

3 入札書には、入札金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力しなければならない。

4 提出された入札書等の変更又は取消しは認めないものとする。

5 実施要領第7条第1項各号のいずれかに該当する場合は、書面による入札書又は辞退届の提出（以下「紙入札等」という。）ができるものとする。

6 紙入札等の承認を受けた入札参加者は、実施要領第16条に基づき入札書及び関係書類を財務部契約課契約管理係へ持参の上、提出しなければならない。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札書を提出した以降は、辞退届を提出することができない。ただし、入札参加者からの申し出により市長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

2 入札書の提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退し

たものとみなす。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。
(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
(電子入札の延期又は中止)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札又は開札を延期し、若しくは中止することがある。

- 2 次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札又は開札ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札又は開札を延期又は中止することができる。
 - (1) 自然災害
 - (2) 広域又は地域的停電
 - (3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか入札又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害

(無効等の入札)

第9条 郡山市建築物等維持管理業務委託入札参加者心得第7条並びに郡山市建築物等維持管理業務委託電子入札実施要領第20条の規定に該当する入札は無効とする。

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

- 2 施行令第167条の10第2項の規定を適用した場合（最低制限価格制度）は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 3 落札となるべき者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行う。

再度の入札の入札期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとする。なお、紙入札等の承認を得た入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により通知するものとする。

- 2 入札が無効又は失格になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。
(契約保証金)

第12条 規則の定めるところによる。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書及び関係書類を提出しないときは、落札を取消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後、第5条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第15条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について質問することができる。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和2年6月1日から施行する。